

●●●●● (美容院名あるいは運営会社名)

代表取締役 ●●●●● 殿

秘密保持等に関する覚書

私は、●●●●● (以下「貴美容院」といいます。)に勤務するにあたり、以下の事項を遵守することをここに誓います。

記

第1条【秘密保持】

1. 私は、下記の情報について、貴美容院の特に重要な秘密情報に当たることを理解しました。

記

- ① 貴美容院の顧客（見込み顧客を含む、以下「顧客」という。）の住所、氏名、携帯電話、メール、SNS アカウント等顧客の連絡先に関する情報
- ① 貴美容院の顧客情報（氏名、来店の有無、顧客カルテ、来店日時、施術内容、施術の報酬金額等顧客に関する一切の情報）その他貴美容院で保有する顧客の個人情報的一切
- ② その他上記①～②に関連する情報の一切

以上

2. その他、貴美容院の勤務中に知り得た、次各号に定める営業、技術、および顧客その他貴美容院の秘密情報的一切（当然に法律上の個人情報を含む、以下、本条第1項の重要な秘密情報も含めて「秘密情報」といいます。）

- ① 貴美容院のカット、カラー、パーマ等の施術（以下単に「施術」という。）に対する手技、技術、資料、取り扱い製品等の情報
- ② 貴美容院の取り扱う薬剤の調合割合、その他使用薬剤の情報
- ③ 貴美容院の使用薬剤、その他取り扱い商品の原価、価格等の情報
- ④ 貴美容院の財務、総務、人事、社員（社員の名前、社員の雇用条件、個人情報等を含む）、接客等マニュアル、就業規則、雇用契約書等その他貴美容院経営等に関する情報の一切
- ⑤ 貴美容院の関連会社及び取引先に関する情報
- ⑥ その他上記①から⑥に関する情報に関連する情報の一切
- ⑦ その他貴美容院が特に秘密情報と定める情報の一切

について、第三者に開示、漏洩もしくは私が勤務する上で必要最低限の範囲の目的の他に使用することなく、さらに、複写又は複製せず、守秘しますことを誓約いたします。

第2条【秘密情報返還】

私は、貴美容院から要請があったとき又は貴美容院との雇用契約（アルバイト、パート契約を含む）が終了したときは、秘密情報が記録されたすべての媒体（複製物を含む。）を直ちに貴美容院に返還し又は引き渡すとともに、仮に私のコンピュータ等に保存された秘密情報のデータ等があった場合も当該データ等を消去して復元不可能な状態とし、その旨を貴美容院に報告しなければならない。但し、貴美容院から別途に指示があるときはこれに従うものとします。

第3条【貴美容院での SNS 利用について】

私は、事前に私の画像や私の文章を掲載することについて私が同意した場合には、これを貴美容院の宣伝として、貴美容院が貴美容院の HP あるいは SNS 等で自由に使用することについて同意します。

第4条【SNS 等での肖像権、著作権等の権利帰属】

私は、前条で掲載されたものを含めて、当該貴美容院の SNS 等において、掲載された私の画像の肖像権、その他著作権等知的財産権（以下「当該知的財産権等」といいます。）が、貴美容院に帰属しており、私が貴美容院を退職した際にも貴美容院が当該 SNS 等で私の画像等私の画像や文書等を掲載し、無償で使用する権利を貴美容院が継続して有することについて、同意致します。

第5条【退職後の遵守義務について】

私は、本覚書に基づく秘密保持義務等を貴院を退職した後も 5 年間は遵守することを約束致します。

以上

以上の内容を誠実に遵守することを誓い、その証として本覚書に署名捺印いたします。

令和●年●月●日

住所

氏名

印

方法1：

個別の文書に「マル秘」などの表示を入れる。

方法2：

秘密として扱うべき紙媒体をファイルして、ファイルに「マル秘」などの表示を入れる。

【別紙】

1. この誓約書の利用シーン、意義概要

この誓約書は、美容院、サロンに入社していただく美容師の方に、最低限の秘密保持義務を遵守していただくためのものです。顧客情報の持ち出し等は、独立していく美容師の方と美容院との間のトラブルとして、かなり多く発生している問題ですので、トラブルになる前に、誓約書によって、当該持ち出し行為を未然に防ぎ、情報管理の重要性を認識していただく効果が期待できます。また、昨今、SNS等で美容院から情報発信をすることが多くなってきており、美容院やサロンのSNS等に掲載された画像等の権利関係でトラブルになることも増えてきました。そこで、事前にSNS等に関連して権利関係の紛争を未然に防ぐ効果が期待できます。

2. この契約書の重要ポイント

巷に出回る秘密保持義務の誓約書のひな形ですと、美容院やサロンで発生するトラブルを想定していないため、実際に発生したトラブルに対応できないことがあります。特に、顧客名簿等は美容院やサロンにおいては非常に重要な情報ですが、これが一般的に秘密情報に該当するかは、美容院やサロン側で顧客名簿を施錠可能な倉庫や金庫に保管したり、閲覧できる人や管理場所に立ち入ることができる人を制限したりと管理方法などを徹底したり、この誓約書で秘密情報に該当することを認識していただくなどの対応を取っておいた方が良いでしょう。

以上